

## 2 挨拶 (C I E ヤイデーカウ)

### 3 委員紹介

#### 4 議事

(1) 委員長及び副委員長の選舉

(2) 今後の運營方針についての協議

A 教育課程について

B 幼児指導要録について

### 官廳公示連絡事項

## 私立學校法公布さる

昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十號で私立學校法が公布され、公布の日から三ヶ月後から施行されることになった。

この法律は私立學校の自主性を重んじると共に、その公共性を高めることによつて私立學校の健全な發達を企圖したもので學校教育法第一條に規定する學校のうちの私立學校と同法第八十三條第一項に規定する各種學校のうちの私立がその適用を受けるものである。

この法律は、本文五章六十七條と附則二十一項とからなりその第一章ではこの法律の目的、所轄廳について、第二章で

## 教育用關係用品の

### 物品稅減免について

昭和二十五年一月九日文施學第一〇號で別記のように文部省管理局から、各都道府縣知事及び各都道府縣教育委員會へ物品稅の減稅又は免稅についての通達がでた。この通達は、物品稅法及び物品稅法施行規則の一部改正に基づくものでこの改正により幼稚園においては、運動具、ビアノ、オルガン、蓄音機、同レコードが免稅物品としての指定を受けたがこの外教育用品について大幅に非課稅物品とな

は所轄廳の權限、都道府縣知事の事務、私立學校審議會について、第三章では學校法人について、第四章では私立各種學校、學校法人についての類似の名稱の使用禁止について、第五章では罰則について規定している。  
幼稚園については、設置者が今後も學校法人でなくともよいこと。  
その設置廢止及び設置者の變更は所轄廳（私立大學に附屬している幼稚園については文部大臣、その他の幼稚園と幼稚園を設置する學校法人については都道府縣知事）の權限に屬すること、免許狀に關する事務は都道府縣知事が行うこと、私立學校審議會の委員となることができるこ等は關係深い點である。